

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
歯科麻酔専門医制度施行細則

- 第1条 日本歯科麻酔学会専門医制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項の規則にしたがうものとする。
- 第2条 歯科麻酔学指導施設および研修機関は歯科麻酔科等のある施設および本学会が適当と認めた施設とする。
- 第3条 専門医制度規則第4条4項にある歯科麻酔学指導施設の所属長は、歯科麻酔科等の主任で、本学会が認めた歯科麻酔指導医とする。
- 第4条 専門医制度規則第5条4項に定められている麻酔専従証明書及び業務内容証明書は、研修機関における指導者が発行するものとする。なお、ここでいう専従とは歯科麻酔学分野の業務に週3日以上携わっていることをいう。
- 第5条 専門医制度規則第5条5項に定められている歯科麻酔専門医申請許可書は、歯科麻酔指導医である所属長が発行したものとする。
- 第6条 専門医制度規則第4条5項に定められた全身麻酔を含む全身管理症例は、すべて審査委員会の要請に応じて管理記録が提出され得るものであり、また疼痛治療症例にあつては症例供覧し得る記録を有するものとする
- 第7条 専門医制度規則第4条6項に定められた“ふさわしい業績”とは、下記のものとする。
- 1 本学会学術集会で口頭発表（ただし、更新申請者は共同発表でも可）をした経験を有し、かつ3編以上の論文（解説記事等は除く、共著でも可）あるいは総説を本学会雑誌もしくはAnesthesia Progress に発表していることとする。その他、本学会雑誌もしくはAnesthesia Progress への発表が皆無であつては認められないが、これに準ずる学術誌に発表された歯科麻酔学に関連する論文も併せて業績として認める。
 - 2 学会の定める救急蘇生講習会を受講していることとし、救急蘇生講習会の受講修了証（複写）を申請書類に添えて提出しなければならない。
- 第8条 専門医制度規則第5条8項に定められている全身麻酔・全身管理症例（様式6-1）、疼痛治療症例（様式6-2）の提出の際は、提出症例内訳書（様式6）ならびに症例報告書（別紙1-1、別紙1-2）を提出するものとする。
- 1 全身麻酔・全身管理症例報告書（別紙1-1）とは、専門医制度規則第5条8項の症例一覧の中から、周術期管理において問題のあつた症例を5症例提出するものとする。
 - 2 疼痛治療症例報告書（別紙1-2）とは、専門医制度規則第5条8項での症例全て提出するものとする。

第9条 専門医制度規則第6条の試問とは、提出症例による試問を含む口頭試問と論文記述とする。

第10条 専門医制度規則第12条2項の“大学病院等の歯科麻酔科に専従するもの”とは歯科麻酔学指導施設として認められた歯科麻酔科等の診療科あるいは講座で、歯科麻酔科業務に専従するものとする。

第11条 更新申請者は、別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかわる単位数が60単位以上であることの証明書を学会に提出しなければならない。他学会学術大会においては出席証明書（複写可）、他学会学術誌への発表においては別刷（複写可）が必要である。

第12条 学会は、日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医制度規則第11条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認めるものについては、第11条の規定する期間を7年とすることができる。更新延長の認定は審査委員会で決定され、理事会で承認する。
更新期限の延長を希望する者は、本学会所定の様式により、診断書等その根拠となる書類の写しを添えて本学会専門医審査委員会宛に更新期限の半年前までに申請するものとする。

第13条 審査申請料 20,000 円、登録料 30,000 円および更新審査料 10,000 円とする。

第14条 本規則を変更する場合は、審査委員会で審議し、理事会の承認を必要とする。

付則

1 歯科麻酔専門医制度施行細則第7条第2項に定める学会の定める救急蘇生講習会とは下記の要件を全て満たすものとする。

- 1) 歯科医師免許取得後に受講したものを対象とする
- 2) 救急蘇生講習会とはAHA認定ACLSコースを指す。
- 3) 救急蘇生講習会受講修了証とは、上記コースが発行したものとする。
- 4) 救急蘇生講習会の受講修了証（複写）とは、AHA認定ACLSプロバイダーカード（複写）とする。

日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医制度施行細則別表

区分	種別		単位	
学会出席	総会・学術集会		10単位	
	リフレッシュコース		10単位	
	学会認定関連団体		5単位	
	国際関連学会	IFDAS, IADR, FADAS	10単位	
		ASA, IARS	5単位	
		その他、麻酔関連の国際学会	5単位	
	関連学会 (医科麻酔)	日本麻酔科学会・日本臨床麻酔学会	5単位	
		日本ペインクリニック学会	5単位	
		その他、医科領域の麻酔関連学会	3単位	
関連学会 (歯科)	日本口腔外科学会・日本口腔科学会	2単位		
	日本障害者歯科学会			
	日本老年歯科医学会			
	日本有病者歯科医療学会、その他関連学会			
学会発表	日本歯科麻酔学会学術集会	オーラル、ポスター	筆頭 共同	10単位
		学術講演 他		
	学会認定関連団体	オーラル、ポスター	筆頭 共同	5単位
		学術講演 他		
	国際関連学会	オーラル、ポスター	筆頭 共同	5単位
		学術講演 他		
	関連学会 (医科麻酔)	オーラル、ポスター	筆頭 共同	3単位
		学術講演 他		
	関連学会 (歯科麻酔に関わる演題)	オーラル、ポスター	筆頭 共同	2単位
		学術講演 他		
	リフレッシュコース			2単位
論文発表	日本歯科麻酔学会雑誌 Anesthesia Progress	原著	筆頭 共同	10単位
		その他	筆頭 共同	
	国際関連学会雑誌 (麻酔に関連する内容)	原著	筆頭 共同	10単位
		その他	筆頭 共同	
	関連学会学会誌 (医科麻酔)	原著	筆頭 共同	3単位
		その他	筆頭 共同	
	関連学会学会誌 (歯科麻酔に関連する内容)	原著	筆頭 共同	3単位
		その他	筆頭 共同	
	麻酔関連著書			3単位
	救急蘇生 講習会	AHA-BLS ヘルスケアプロバイダーコース	受講・修了	3単位
指導(インストラクター)			2単位	
AHA-ACLSコース プロバイダーコース		受講・修了	3単位	
		指導(インストラクター)	2単位	

*発表者（共同発表者も含む）が学術集会を欠席した場合、発表単位のみが認められる。

*歯科関連学会の学術大会への出席単位については、歯科麻酔に関連する内容の演題発表を行っている場合に限り認められる。

*学会認定関連団体とは、下記の7団体のことを指す。

〈北海道〉北海道臨床歯科麻酔学会、〈東北〉東日本歯科麻酔学会、〈関東〉関東臨床歯科麻酔懇話会、
 〈中部〉中部歯科麻酔研究会、〈関西〉関西歯科麻酔研究会、〈中国・四国〉中国・四国歯科麻酔研究会、
 〈九州〉九州歯科麻酔シンポジウム